

四 發 行 方 法	三 用 振 替 法 の 適	二 の 法 律 項 及 び そ の 法 發 行 項 及 び 根 拠 記	一 名 稱 及 び 記	行 平 條 件 等 を 十 九 次 年 九 月 十 月 十一 日 と お り 告 示 第 二 百 八 十 號 に 關 す る 省 令 第 五 条 第 十 號 に 關 す る 省 令 第 一 項 の 規 定 し た 利 付 利 付 國 債 づ き 、 大 藏
を場で競争う札価振の以律社六一法会一るた運十財三利 定特あ争入。へ格替適下へ債十項律計号法め営四政回付 め別つ入札に以を機用「平、二、第に~律のに号法~」 る参て札発よ下競闘を振成株第二関第へ公必~ も加、と行る争は受け式第四十す三平債要第昭 の者財同一発価に日本法一十三る条成のな四和 にご務時と行格付本銀も一項七号法第二發財条二 よと大にい競し銀もとい法律第十五号の振 るに臣行う以争て行のう。第七に 發応がわく下入行とど。七 行募各れ及札わすし。十 へ限國るび価一れる、の 以度債入価格とる。そ 下額市札格競い入の定	の法 律 項 及 び そ の 法 發 行 項 及 び 根 拠 記	の法 律 項 及 び そ の 法 發 行 項 及 び 根 拠 記	の法 律 項 及 び そ の 法 發 行 項 及 び 根 拠 記	の法 律 項 及 び そ の 法 發 行 項 及 び 根 拠 記

六

イ
發

入 価	行 争	非 者	特 国	入 価	法 入
札 格	行 入	・ 別 債		札 格	決 定
發 競	札 格	第 參 市		發 競	
行 争 額	發 競 I	加 場		行 争	の

五

ロ イ

方 募

額 発 四 一 い に る 百 額 発 律 の に 十 つ 定 う 億 額
 面 行 十 億 て 基 法 七 面 行 第 公 必 九 い に ち 円 面
 金 し 七 九 は づ 律 十 金 し 三 債 要 億 て 基 、 金
 額 た 条 千 、 き 第 五 額 た 条 の な 二 は づ 財 額
 で 利 第 九 額 発 四 万 で 利 第 發 財 千 、 き 政 で
 一 付 一 百 面 行 十 円 九 付 一 行 源 九 額 発 法 一
 兆 国 項 三 金 し 六 、 百 国 項 の の 百 面 行 第 千
 千 債 の 十 額 た 条 特 七 債 の 特 確 万 金 し 四
 六 に 規 万 で 利 第 別 十 に 規 例 保 円 額 た 条
 百 つ 定 円 千 付 一 会 三 つ 定 に を 、 で 利 第
 七 い に 、 二 国 項 計 億 い に 関 図 財 千 付 一
 億 て 基 同 百 債 の に 四 て 基 す る 政 五 国 項
 四 は づ 法 二 に 規 関 千 は づ る た 運 百 債 の
 千 、 き 第 十 つ 定 す 二 、 き 法 め 営 九 に 規

込 募 各 当 も 各 価 一
 み 限 国 て の 申 格 国
 の 度 債 る か 返 競 債
 応 額 市 。 ら み 競 市
 募 の 場 そ の 入 場
 額 範 特 の う 札 特
 を 圏 別 応 ち 發 別
 割 内 參 募 応 行 參
 り に 加 額 募 一 加
 当 お 者 を 価 と 者
 て い ご 順 格 い ・
 る て と 次 の う 第
 。 各 の 割 高 。 I
 申 応 り い 非

十 ロ イ 一	十 九 八	八 振 額 最 低 行 争 非 者 特 国 入 価 替 額 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行 單 面 札 格 第 參 市 發 競 價 位 金 發 競 I 加 場 行 爭 格 日	七 ロ イ 一 払 行 争 非 者 特 国 入 価 込 入 価 ・ 別 債 札 格 金 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 額 發 競 I 加 場
額以額	平す額の振	五	万四十一
面上面	成るの記替	万	円千八兆
金の金	二。整載法	円	二万七
額そ額	十数又の		百円千
百れ百	九倍は規		六九
円ぞ円	年記定		十百
にれに	九金録に		億六
つのつ	月額はよ		六十
き応き	二に、る		千五
百募百	よ最振		八億
一価一	日る低替		百五
円格円	も額口		九千
六錢	の面座		十四
	と金簿		六百

十
九
八
七
六
五

十
四

十
三
二

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限子以

平財日額平利てを毎
成務本面成子、支年
二十大銀金三をそ払三
十九臣行額十支の期月
から百四払日と二
九年円年う以し十
九通に九。前、日
月知つ月六各及
二月をき二月支び
二十受百十間払九
日受け円日に期月
た者属に二
者すお十
るい日

後第
の二
利期
子以

額面金額× $\frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$ す次そが金と平年
る号の銀額し成〇
期及翌行を、三・
日び営休支次十一
に第業業払の年バ
つ十日日う算三一
い五にに。式月セ
て号支当たに二ン
同に払ただよ十ト
じおうるしり日
。いへと、算を
。て以き支出支
規下は払し払
定、期た期